

質問回答書（入札公告資料に関する質問）

事業名：泉北環境整備施設組合 汚泥再生処理センター整備工事

令和7年1月29日

No.	資料名	頁	項目	項目名	内 容	回 答
1	発注仕様書	1	第1章 第1節-3	施設規模	生ごみの計画処理量（週7日平均）が150kg/日とありますが、稼働日当たり150kg/日との理解でよろしいでしょうか。	処理量150kg/日は以下の考え方で算出しています。 年間排出量=27,744.63kg 年間収集日数=181日（給食日/土日祝、休暇日除外） 27,744.63÷181=153.3≒150kg/日
2	発注仕様書	2	第1章 第1節-5	既存施設概要	最終時の建築確認申請書・消防関係の届出書関係の開示をお願いします。 また敷地面積・敷地境界・高低差の現状条件および求積図（測量図）の提示をお願いします。境界線上での騒音・振動の条件クリアの為に、必要となります。	「添付資料1 建築確認申請書」「添付資料2 区域界説明図」をご参照ください。消防関係の届出書関係でお示しできる資料はございません。
3	発注仕様書	2	第1章 第1節-6	敷地面積及び工事範囲	敷地面積が参考見積書（令和5年度10月）から変更になっていますが、工事範囲に見直しは無いものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。「添付資料7 見積仕様書（参考見積書）」をご参照ください。
4	発注仕様書	2	第1章 第1節-9	工期（予定）	着工予定については、整備工事に係る事前協議が完了した場合に限るとの記載があります。ここでいう事前協議とは優先交渉権者決定から本契約までの期間に行われる契約内容の交渉（募集要項P6～7による）を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ここでいう事前協議とは、組合と構成市町等関係各所との事前協議のことを指します。
5	発注仕様書	3	第1章 第2節-1	全体計画	機器更新部分の建屋（建築物）については（中略）、津波・高潮による浸水対策を十分に行うとありますが、既存建屋を流用することから実施可能な対策は限られています。万が一の浸水に備え、主要設備について浸水の被害を避けることを計画していますが、本内容でよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
6	発注仕様書	4	第1章 第2節-5 2) (5)	立地条件-敷地周辺設備事項	「電話 通信事業者回線を引込み」とありますが、既設の引き込み回線数および引き込み箇所をご教授願います。	「添付資料3 電話引込箇所」をご参照ください。
7	発注仕様書	5	第1章 第2節-5 4)	防災事項	「泉大津市総合防災マップ（2023年版）」に基づく浸水深さにて（1）津波による浸水深さ0.0m～1.0m（一部1.0～2.0m）、（2）高潮による浸水深さ0.5m～3.0m（一部3.0～5.0m）とありますが、ここでの一部とはハザードマップ上の水処理棟、管理棟、駐車場の敷地内が低くなっている部分との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
8	発注仕様書	6	第1章 第3節-4	工事施工及び仮設運転条件	仮設処理運転時の搬出車両は4t積載車を使用するとありますが、10t積載車が正との理解でよろしいでしょうか。	既設の運用においては8t積載車で外部搬出をしております、今後も継続予定です。搬出車両（8t積載車）への場内小運搬が必要な場合に4t積載車の使用を想定しています。
9	発注仕様書	7	第1章 第3節-5	工事施工中及び仮設運転中の経費分担	沈砂の処分、し渣の処分、脱水汚泥の処分には、運搬費も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。

No.	資料名	頁	項目	項目名	内容	回答
10	発注仕様書	8	第1章 第4節-3	経費分担	沈砂の処分、し渣の処分、脱水汚泥の処分には、運搬費も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
11	発注仕様書	10	第1章 第5節-3	引渡し	「部分的な工事完了に伴う各設備等の運転については、受注者と貴組合との協議により仮使用運転を可能とする」とありますが、部分的な工事完了に伴う仮使用運転前の性能確認では、当該設備に関わる性能のみを確認すればよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
12	発注仕様書	11	第1章 第5節-3	引渡し	契約不適合期間の始まりは仮使用を開始する時点からとの理解でよろしいでしょうか。	竣工検査を受検後、正式引き渡しをした時点からとします。
13	発注仕様書	11	第1章 第6節-1	契約不適合	「設計の契約不適合」の始まりの期間は、引き渡し後10年の記載があります。引き渡し後とは、正式引き渡し以降との理解でよろしいでしょうか。あるいは設備ごとの仮使用運転前の性能試験完了時点からの期間でしょうか。	No. 12のとおり
14	発注仕様書	15	第1章 第8節-4	完成時提出図書	見積設計図書の内容物の記載がありませんが、参考見積書（令和5年度10月）に記載の内容と同じものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。「添付資料7 見積仕様書（参考見積書）」をご参照ください。
15	発注仕様書	17	第1章 第9節-3 4)	施工	管理棟の食堂及び事務所を仮設事務所として借用してもよろしいでしょうか。	管理棟1階の会議室及び事務所の使用は可とします。ただし、火災や器物損害等に十分留意し、責任者を定めたくてで厳重に管理してください。
16	発注仕様書	17	第1章 第9節-3 4)	施工	浄化槽汚泥前処理棟と投入前処理棟の間にある勾配部は、工事において利用することは可能でしょうか。可能である場合、下水道課等への申請は必要でしょうか。	港湾局の防潮堤管理道路のため、不可とします。
17	発注仕様書	17	第1章 第9節-3 4)	施工	し渣及び脱水汚泥搬出車両の大きさをご教示ください。（脱水機搬出入用構台の下部を通行できるよう設計する必要があるため）	4 t 積載車を想定しています。
18	発注仕様書	17	第1章 第9節-3 4)	施工	土日・祝日・年末年始の施工の制約はないとの理解でよろしいでしょうか。休日作業が必要な場合は協議願います。	労働基準法に基づき、所定労働時間を遵守してください。そのうえで土日祝日に作業が必要な場合は協議とします。
19	発注仕様書	17	第1章 第9節-3 9)	施工	「耐震構造の確認・設計を行った上で・・・」と記載があります。旧耐震設計の建物の場合には、第3者の評定等を取得しなくても、受注者側の構造設計確認を行う事で施工をすると考えてよろしいでしょうか。	投入前処理棟及び浄化槽前処理施設は、発注仕様書の添付資料⑤「耐震診断結果」のとおり耐震診断済みです。発注仕様書（P17）のとおり、耐震診断を行っていない建屋（建築物）を使用する（機器の設置）の場合は、受注者の責任において耐震構造の確認・設計を行った上で必要な補強工事等を行ってください。

No.	資料名	頁	項目	項目名	内容	回答
20	発注仕様書	18	第2章 第2節-1	し尿等の搬入時間	各搬入物の搬入曜日は以下でよろしいでしょうか。し尿・浄化槽汚泥：月～土、生ごみ：月～金（午前中搬入）。浸出水：月～金。	発注仕様書のとおり。
21	発注仕様書	18	第2章 第2節-1	し尿等の搬入時間	資源化物（助燃剤）の搬出車両として4t積車（天蓋式）との記載がありますが、外形図があればご送付願います。特に、周辺機器との干渉検討のため、天蓋開閉時の天蓋の軌跡がわかるものがあればお願いします。	No. 17のとおり。
22	発注仕様書	18	第2章 第2節-1	し尿等の搬入時間	助燃剤の搬出について、「安定稼働を目的として1年間の連続稼働が可能であること」との記載がありますが、「修繕や部品交換等で長期間停止することなく、1年間連続使用が可能であること」と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
23	発注仕様書	18	第2章 第2節-2	各設備の運転時間	資源化設備の運転時間は7日/週、24時間/日とありますが、前凝集分離設備の運転と連動するものであり、6日/週を想定していますがよろしいでしょうか。	7日/週、24時間/日としていますが、各社の提案とします。
24	発注仕様書	19	第2章 第3節-1	搬入し尿等の性状	混合液の性状はし尿および浄化槽汚泥の性状から計算されたものと思いますが、計算方法により端数（1桁目）にずれが生じるため、四捨五入して以下の数値で計画してよろしいでしょうか。BODについては計算値と差異があるため、内容の見直しをお願いします。 BOD：4110 mg/L COD：2640 mg/L SS：4250 mg/L T-N：800 mg/L T-P：1010mg/L Cl-：570 mg/L	発注仕様書に記載の数値とします。
25	発注仕様書	19	第2章 第3節-3	生ごみ性状（参考値）	本施設で受入を想定している生ごみについて、詳細をご教示ください（種類（米飯、野菜、スープ、調理済み残渣など）、状態（固形物、液状、ペースト）など）。	想定している生ごみの内容は以下になります。 ・種類：米飯、パン、野菜、調理済み残渣、給食食べ残し ・状態：固形物、ペースト
26	発注仕様書	19	第2章 第3節-3	生ごみ性状（参考値）	生ごみ性状について、設計上は平均値を採用するとの理解で良いでしょうか。	お見込みのとおり。
27	発注仕様書	20	第2章 第4節	プロセス用水	工業用水受入量523m3/日とありますが、必要水量が523 m3/日を下回る場合はそれ以下の取水量で計画してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
28	発注仕様書	20	第2章 第5節-1	水質	放流水の最大値を検討するため、直近3年間の日ごとの搬入量データをご提供願います。検討の結果、想定される最大放流量がご指定の値（327m3/日）を上回る場合、数値の見直しをご協議願います。類似施設の実績から、年間の水量・水質の変動や有機性廃棄物の影響により、最大放流量はご指定の値を上回る可能性が高いと考えます。	「添付資料4 搬入量実績R3～R5」をご参照ください。最大放流量は仕様書のとおりとしますが、詳細については協議とします。

No.	資料名	頁	項目	項目名	内容	回答
29	発注仕様書	23	第3章 第1節 9)	共通事項	防食塗装が十分にされていない水槽を活用する場合は防食工事を含める となりますが、以下の水槽について、既存の防食仕様が改造後用途に対して支障ない場合、防食補修をせずに流用することは可能でしょうか。 ・投入槽（浄化槽汚泥前処理棟） ・汚泥貯槽（浄化槽汚泥前処理棟） ・炉液貯槽（浄化槽汚泥前処理棟）	発注仕様書 第5章 第1節 8. 防食工事のとおり、使用する水槽については、防食補修を行うこととします。
30	発注仕様書	23	第3章 第1節 10)	共通事項	「処理に使用しない各水槽については、雨天時の放流制限を考慮して5日分の貯留容量を確保」とありますが、通常使用する受入槽、貯留槽、分離液槽などの水槽とは別で合計5日分の貯留容量を確保するという理解でよろしいでしょうか。上記水槽として本工事で休止する建屋の水槽を使用する場合、関連する防食補修や建築付帯設備などの一切は本工事に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	5日分の貯留容量は通常使用する水槽も含めて確保するとお考え下さい。その際に、通常使用する水槽のみで5日分の貯留容量を確保することが難しく、非常時のみに使用する水槽を利用する場合、非常時のみに使用する水槽に対する防食補修や建築付帯設備の工事は必要ございません。
31	発注仕様書	24	第3章 第2節-1 6)	受入設備	生ごみ受入ユニットの交互使用機の記載がありますが、使用頻度を考慮し交互運転機は倉庫保管としてもよろしいでしょうか。	倉庫保管は予備機の扱いとなるため、交互運転とします。
32	発注仕様書	25	第3章 第2節-2 4)	貯留設備	中継槽攪拌装置（必要に応じて）は非常用を想定しているため、交互運転機を省いてもよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
33	発注仕様書	30	第3章 第4節-1 1)	希釈設備	希釈水タンク【新設・更新】との記載がありますが、既設水槽を流用することも可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
34	発注仕様書	31	第3章 第4節-1 5)	希釈設備	浸出水時受入槽【新設】との記載がありますが、既設水槽を流用することも可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
35	発注仕様書	31	第3章 第4節-1 5)	希釈設備	搬入される浸出水量54 m3/日とありますが、稼働日当たりの搬入量との理解で良いでしょうか。	浸出水量54m <sup>3</sup> /日は稼働日当たりの搬入量ではなく、令和2年度から令和4年の平均水量です。令和5年度の年間搬入量と日最大搬入量は以下のとおりです。 年間搬入量：17,836.12m <sup>3</sup> 日最大搬入量：80m <sup>3</sup> /日
36	発注仕様書	32	第3章 第4節-1 8)	希釈設備	活性炭逆洗ポンプは使用頻度が2週間に1回程度と少ないため、プロセス用水ポンプが活性炭逆洗ポンプを兼用するものとして、省略を提案してもよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
37	発注仕様書	34	第3章 第6節 1)	給排水設備	受水槽【新設・更新】との記載がありますが、希釈水タンクと同様、既設水槽を流用することも可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
38	発注仕様書	35	第3章 第7節 1)	リン回収設備又は堆肥化設備	「ポンプ類等は交互運転等を基本とし、原則的に予備機は不要とする」との記載がありますが、常用運転基を1基設ければよいとの理解でよろしいでしょうか。性能や運用に影響のない付帯的な設備のため、機器点数は最小限でよいものと考えます。	ポンプ類等は交互運転を想定していますが、リン回収設備又は堆肥化設備は付帯的な設備であり、主処理に直接的な影響はない設備として考えます。機器点数については事業者の提案とします。

No.	資料名	頁	項目	項目名	内容	回答
39	発注仕様書	39	第4章 第3節-2	データログ設備及びテレビ監視装置 (ITV)	既設データログ装置、デスク、テレビ監視装置は撤去とありますが、中央制御室に設置されている監視用PCや盤、デスクを撤去とし、配線や現場機器(カメラ等)については、第4章-第2節-4-9)に基づき残置と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
40	発注仕様書	40	第5章 第1節-1	塗装工事	「建築物の外壁は、添付する仕上げ表に基づいて外壁の塗装補修(下地補修含む)を行う。なお、使用しない建物については補修を行わない。」と記載が有ります。使用しない建物とは、今回の改修工事範囲外の建物と解釈してよろしいですか。外壁の塗装補修で下地補修を含むと記載されていますが、外壁のクラック部分のみ下地補修まで行き、それ以外の外壁は、上塗り塗装と考えてよろしいですか。また劣化報告書が有りますが、指摘以上の範囲の補修が生じた場合には、別途協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
41	発注仕様書	40	第5章 第1節-2	建物屋根補修工事	「建築物の屋根防水は、添付する図面・・・」と記載があります。上記質疑と同様に使用しない建物の屋根防水補修は範囲外と考えてよろしいですか。	No. 40のとおり。
42	発注仕様書	40	第5章 第1節-3	建物構造補強工事	「別途実施した耐震診断結果に基づく建物の構造補強工事を行う。」と記載がありますが、改修後は機器配置の変更により荷重条件が変わります。構造補強方法については請負者にて改修後の機器配置に基づき行った耐震診断結果の補強方法と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、協議によって決定するものとします。
43	発注仕様書	40	第5章 第1節-3	建物構造補強工事	請負者側で耐震計算を行う場合の計算諸条件(重要度係数等)及び適用する緩和条件は、添付資料の耐震診断結果と同等と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
44	発注仕様書	40	第5章 第1節-3	建物構造補強工事	構造補強を行う建物は耐震診断を実施した浄化槽汚泥前処理棟、投入前処理棟の2棟との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、水処理棟を使用する場合は耐震診断のうえ、必要な構造補強を行ってください。
45	発注仕様書	40	第5章 第1節-3	建物構造補強工事	耐震補強工事について、新耐震以降の建物の場合には、第3者の評定は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
46	発注仕様書	40	第5章 第1節-4	シャッター工事	「投入前処理棟の搬入出部については・・・」と記載がありますが搬入室の出入り口の横引きドアを対象として、受枠とセンサー(室内外すべて)の改修との理解でよろしいでしょうか。また制御関係は、既存施設の設定のままと解釈してよろしいですか。	仕様書のとおりとし、センサーに関する設備は一式の改修を想定しています。
47	発注仕様書	40	第5章 第1節-4	シャッター工事	「投入前処理棟の搬入出部について…」とありますが、受入れ室の出入り口を示しているとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
48	発注仕様書	40	第5章 第1節-5	投入前処理棟工事	建屋内の内装改修については既存同等の仕上げと考えてよろしいでしょうか。また照明器具についても更新対象でしょうか。	お見込みのとおり、内装改修は既存同等の仕上げとし、照明器具も更新対象とします。これらは改修工事範囲内の建物に対して適応してください。

No.	資料名	頁	項目	項目名	内容	回答
49	発注仕様書	41	第5章 第1節-13	テレビアンテナ復旧工事	テレビアンテナの仕様および工事範囲のわかる資料をご提示ください。	お示しできる仕様はございません。非常時を含め、問題なく情報収集（TV受信）が可能な仕様としてください。工事範囲は現状位置とします。
50	発注仕様書	41	第5章 第1節-13	テレビアンテナ復旧工事	テレビアンテナ以降の配線・配管は既設の物を使用すると考えてよろしいですか。また竣工図上、テレビアンテナは管理棟設置となっていました。現状は投入前処理棟の階段室屋上に設置となっています。現状位置での復旧工事と考えるとよろしいでしょうか。	No. 49のとおり。
51	発注仕様書	42	第5章 第2節 1)	浚渫工事	「工事後に使用する水槽は、清掃及び堆積汚泥等の汚泥処分を行うこと」とありますが、貴組合にて可能な限り減容化した上で、残存する堆積物を処分するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
52	発注仕様書	42	第6章 第3節-2	仮設工事	「見学者への説明用に・・・動画を上映する設備を納入する事。」と記載がありますが、上映する設備とはプロジェクターおよびスクリーン程度と考えるとよろしいでしょうか。また上映設備を設置する場所はどこを想定していますか。	設備は各社の提案とします。設置場所は管理棟1階の会議室を想定しています。
53	発注仕様書	42	第5章 第2節 1)		改修後の休止水槽は、水張り等の対策をしておく必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
54	募集要項	4	表1	試運転、性能試験	「前項以外の用益費等の試運転・性能試験に必要なすべての経費」は事業者の負担とされていますが、御発注仕様書P.8の試運転にかかる経費負担では、用益費は貴組合の負担と記載されています。御発注仕様書を正と見なしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
55	募集要項	4	表1	業務分担表 「施設整備に係る許認可手続き」	「施設整備に関する許認可手続き」に「副分担は資料作成等の補助を行う。」とありますが、資料作成以外で具体的に想定されている業務があればご教示ください	循環型社会形成推進交付金交付のための書類及び下水道放流手続き、変更設置届に必要な書類作成の他、詳細は別途協議とします。
56	募集要項	4	表1	業務分担表 「施設整備に係る許認可手続き」	「交付金等の申請」に「副分担は資料作成等の補助を行う。」とありますが、資料作成以外で具体的に想定されている業務があればご教示ください	循環型社会形成推進交付金交付のための書類他、詳細は別途協議とします。
57	募集要項	4	表1	業務分担表 「施設整備に係る許認可手続き」	「開発関係」に「副分担は資料作成等の補助を行う。」とありますが、資料作成以外で具体的に想定されている業務があればご教示ください	循環型社会形成推進交付金交付のための書類他、詳細は別途協議とします。
58	募集要項	4	表1	業務分担表 「住民説明会等の対応」	「副分担は資料作成等の補助等、必要に応じた対応を行う。」とありますが、対応の内容は、「担当する請負工事に関する許認可申請資料の作成、貴組合への報告、関係官庁への届出（左記は発注仕様書に記載のある内容です）」との理解でよろしいでしょうか。上記以外で具体的に想定されている業務があればご教示ください。	お見込みのとおり。

No.	資料名	頁	項目	項目名	内容	回答
59	募集要項	5	表2	リスク分担表 「法令変更リスク」	「上記以外の場合のもの」は事業者リスクとありますが、建設工事請負契約締結日以降の事業者の所得税に関する法令以外の法令変更による工事内容・工期の変更及びコスト負担のリスクは貴組合と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
60	募集要項	5	表2	リスク分担表 「物価変動リスク」	「事業者負担分に係る物価変動に関するもの」は事業者の分担とありますが、建設工事請負契約第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更）の規定は表2に拘わらず有効と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
61	募集要項	5	表2	リスク分担表 「物価変動リスク」	物価変動リスクに関して、スライド協議が必要となった際の交渉に係る起点日は技術提案書類の受付（第二次審査）における見積書提出時点となると理解してよろしいでしょうか。	契約日からとします。
62	募集要項	5	表2	リスク分担表 「事故リスク」	「設計・建設において発生する事故に関するもの」は、事業者の分担とありますが、事業者がリスクを負うのは、帰責事由が事業者にあるものに限られると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
63	募集要項	5	表2	リスク分担表 「建設着工遅延リスク」	事業者が責任を負うのは事業者に帰責事由がある場合に限られると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
64	募集要項	5	表2	リスク分担表 「建設費増大リスク」	事業者が責任を負うのは事業者に帰責事由がある場合に限られると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
65	募集要項	5	表2	リスク分担表 「工事遅延リスク」	事業者が責任を負うのは事業者に帰責事由がある場合に限られると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
66	募集要項	5	表2	リスク分担表 「一般的損害リスク」	事業者が責任を負うのは事業者に帰責事由がある場合に限られると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
67	募集要項	5	表2	リスク分担表 「試運転・性能試験（事業者実施）の結果、契約等で規定した要求性能の不具合によるもの」	事業者が責任を負うのは事業者に帰責事由がある場合に限られると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
68	募集要項	4	表1	業務分担表 「住民説明会等の対応」	事業者に帰責事由がない場合、住民対応は、貴組合に対する「①担当する請負工事に関する情報の貴組合に対する提供」に限られるとの理解でよろしいでしょうか。それ以外の業務が何かあれば具体的にお教えいただけますでしょうか。	基本的には、住民説明会に必要と考えられる請負工事に係る資料の作成等補助を想定しており、詳細は別途協議とします。
69	その他				仮設運用計画検討のため、以下の機器の仕様（能力）をご教示願います。 ・浄化槽汚泥二次細目スクリーン ・生し尿二次細目スクリーン ・破砕機（投入前処理棟） ・破砕機（浄化槽汚泥前処理棟）	「添付資料5 機器仕様」をご参照ください。
70	その他				車庫、倉庫等の工事範囲にある備品類は貴組合にて片付け清掃、移動をお願いします。既存施設の備品類の廃棄処分については見積範囲外とします。	片付け・清掃を行う対象範囲等は別途協議としますが、処分にかかる費用は本組合負担とします。

No.	資料名	頁	項目	項目名	内 容	回 答
71	その他				改修を行う各棟の各階はすべて消防法上の有窓階との理解でよろしいでしょうか。最終の確認申請を行った際の有窓無窓判定資料がございましたらご提供をお願いします。	お示しできる資料はございませんが、各建物ともにお見込みのとおり消防法の基準である有窓階です。
72	その他				投入前処理棟の屋根に、ルーフファンが設置されています。このルーフファンは、更新範囲外との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
73	その他				改修工事について、必要な届出関係や工事上の規制に関して、関係各所へ事前に確認済みの情報がございましたらご提供をお願いします。	お示しできる資料はございません。
74	その他				現状のし渣及び脱水汚泥搬出車両の大きさをご教示ください（脱水機搬出入用構台下部を通行できるよう設計する必要があるため）。	「添付資料6 8t積載車仕様」をご参照ください。
75	その他				本工事に適用される契約書・約款の案または、雛形をご提示願います。	契約時にお示しします。
76	その他				技術内容を補足する図表等を添付する場合、各別記様式に対する枚数指定はありますか。	枚数指定はありません。
77	その他				技術提案内容の枠については視認性を損ねない範囲で、拡張することは可能でしょうか。	可とします。